

# 育児休業期間中の住民税の徴収猶予

## ◆ 制度の概要

一時に納税することが困難であると地方団体の長が認める場合は、育児休業期間中1年以内の期間に限り、住民税の徴収が猶予されます。

猶予された住民税は、職場復帰後に延滞金とともに納税することになります。

延滞金は、猶予期間（延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限り）に対応する部分の2分の1は免除され、又は地方団体の長の判断によりその全額を免除することができるかとされています。

## ◆ 手続

本人が、お住まいの各市区町村に申出をします。

## お問い合わせ先

お住まいの市区町村

● 育児休業期間中の住民税の徴収猶予